

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		合併若しくは分割又は譲渡及び譲受けの認可(区画整理会社に係るものに限る。)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第51条の11第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審 査 基 準	関係条項	土地区画整理法第51条の9第1項第1号、同項第2号及び同項第5号並びに同条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	土地区画整理法第51条の11第1項の規定による。 (区画整理会社の合併又は事業の譲渡等) 第51条の11 区画整理会社の合併若しくは分割又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受けは、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)